

【中間まとめ】 将来の学校プールのあり方 (15~30年バール)

① 学校プール維持

児童・生徒数が多い学校は、既存プールの全面・部分改修を行い、自校プールを維持する。

(小:295人以上、中:369人以上 ⇒ 民間移行は割高となってしまう。
逆に上記の人数を下回れば、民間プールの活用が割安となる見込みである。)

② 公共プールの活用

国府町農村勤労福祉センター、河原町市民プール、気高町B&G海洋センターなどの公共プールを活用する。

(新市エリアの民間移行は移動時間の問題があり、既存施設等を最大限に活用することが有効である。公共プールが更新され、拠点化されればなお良し。)

③ 民間プールへ移行

児童・生徒数が小・中規模の学校は、移動時間を考慮しつつ、民間スイミングスクールへ移行する。

(片道15分以内に収まるのが望ましい。また、民間移行は、児童・生徒の安全確保を最優先に授業の効率化も確立しつつ、段階的な移行が望ましい。)

※ 施設数のスリム化

学校の統合に合わせて、学校プールの統合(新築・改修等)又は民間移行により、学校プール施設数のスリム化を図る。

(施設数の減により、維持管理費の縮減が図られ、その分をインストラクターの派遣等の経費に充てることができる。大きく言えば、億単位での縮減になる。)

【中間まとめ】令和7年度の取組(案)について

- (1) 民間スイミングスクールでのモデル事業を通じて、児童の安全を第一にしっかり検証を行い、課題等の整理や改善方法の検討を行うこと。また、モデル事業は、少なくとも令和8年度も実施するとともに、得られた有効な情報は、モデル事業未実施の民間スイミングスクールにも必要に応じて共有を行うこと。
- (2) モデル事業は、ひとまず小学校を優先とするが、中学校については、民間スイミングスクール(全委託又は貸館)や公共プールの活用など、引き続き検討を行うこと。
- (3) 実施時期について、各校への意見聴取を行うこと。
- (4) 移動手段の確保について、運行面での実現可能ラインを検証すること。
- (5) 上記の状況を踏まえて、民間スイミングスクールでの学校水泳授業枠の拡大について、継続協議・交渉を行うこと。
- (6) 民間スイミングスクール移行と学校プール維持における「職員負担」のバランスを考慮して、学校プールについては、インストラクター派遣やプール清掃委託などの導入を検討すること。
- (7) 公共プールの「河原町市民プール、気高・鹿野B&G海洋センター」については、施設の更新を含めて地域の拠点化の再整備について検討を行うこと。
- (8) 民間スイミングスクールへの委託での単価については、将来的な負担増とならないよう、最適な設定について研究すること。(単価統一or民間施設毎の設定も合わせて検討)
- (9) 他市などの動向にも注視しながら、情報収集を行うこと。